

秋田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料条例に規定する
「市長が認める計算方法」および「市長が認める方法」について

令和7年4月1日
秋田市建築指導課

秋田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料条例（平成25年秋田市条例第25号。以下「条例」という。）第2条および第5条に規定する「市長が認める計算方法」および「市長が認める方法」は次のとおりとする。

（適合性判定における標準計算）

- 1 条例第2条第1項第1号、第2号および第3号に規定する市長が認める計算方法は、標準計算（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「省令」という。）第1条第2号イ(1)およびロ(1)に示す基準または省令第10条第2号イ(1)およびロ(1)に示す基準）による場合とする。

（適合性判定における仕様基準）

- 2 条例第2条第1項第1号、第3号上段および第4号上段に規定する市長が認める方法は、仕様基準（省令第1条第2号イ(2)およびロ(2)に示す基準）または誘導仕様基準（省令第10条第2号イ(2)およびロ(2)に示す基準）による場合とする。

（適合性判定における共用部分を含まない評価方法）

- 3 条例第2条第1項第2号、第3号下段、第4号下段および第9号に規定する市長が認める方法は、共用部分を含まない評価方法（省令第1条第1項第2号ロ(1)の規定（省令第4条第3項第2号および省令第5条第3項第2号の適用があるものに限る。）に基づく基準）による場合とする。

（向上計画認定申請における標準計算）

- 4 条例第5条第1項第1号、第2号および第3号に規定する市長が認める計算方法は、標準計算（省令第10条第2号イ(1)およびロ(1)に示す基準）による場合とする。

（向上計画認定申請における誘導仕様基準）

5 条例第5条第1項第1号、第3号上段および第4号上段に規定する市長が認める方法は、誘導仕様基準（省令第10条第2号イ(2)およびロ(2)に示す基準）による場合とする。

（向上計画認定申請における共用部分を含まない評価方法）

6 条例第5条第1項第2号、第3号下段、第4号下段および第9号に規定する市長が認める方法は、共用部分を含まない評価方法（省令第10条第2号ロ(1)の規定（省令第13条第3項第2号および省令第14条第2項第2号の適用があるものに限る。）に基づく基準）による場合とする。

令和2年4月1日付けの通知による取り扱いは廃止する。